

教育委員会会議録

(定例会)

平成28年12月26日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|----------------|-------|
| 1 | 期 | 日 | 平成28年12月26日(月) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時30分 | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 大谷幸男 |
| | | | 委員長 | 石田有世 |
| | | | 委員長職務代理者 | 平澤奈古 |
| | | | 委員 | 野上武利 |
| | | | 委員 | 武田ちあき |
| | | | 委員 | 稲葉康久 |
| | | | 教育長 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | |
| | | | 副教育長 | 村瀬修一 |
| | | | 管理部長 | 久保田章 |
| | | | 学校教育部長 | 五十嵐圭一 |
| | | | 生涯学習部長 | 平沼智 |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 竹居秀子 |
| | | | 教育総務課長 | 西林正文 |
| | | | 館岩少年自然の家所長 | 高後仁 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 野上武利 | |

7 議事等の概要

- 大谷委員長 ただ今から教育委員会会議を開会いたします。本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。
- 書記 いらっしゃいません。
- 大谷委員長 本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。
- 議案第62号 さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について
- 大谷委員長 それでは、議案第62号につきまして事務局から説明をお願いいたします。
- 館岩少年自然の家所長 議案書2ページを御覧ください。
現行の規定では、館岩少年自然の家を利用しようとする方は、利用許可書の交付と引き換えに使用料を納付しなければならないこととなっています。しかしながら館岩少年自然の家は、使用料納付のために出向くにはさいたま市から遠い場所にあります。そのため現在は、利用許可書とともに使用料の納付書を利用者に郵送して事前に納付していただいたり、利用開始日に利用許可書と引き換えに現金をお支払いいただいております。
そこで、利用者の方の利便に配慮し、施設の利用を促進するため、使用料の納付を利用開始日までとするよう、さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則の一部を改正するものです。施行期日は公布の日といたします。
- 石田委員長職務代理者 「利用開始日までに」というのは、利用開始日に納付してもよいということでしょうか。
- 館岩少年自然の家所長 利用開始日当日の納付も可ということでございます。
- 大谷委員長 この改正により市民の利便性を損なうことはあるのでしょうか。
- 館岩少年自然の家所長 利便性については向上すると考えております。
- 大谷委員長 それでは、議案第62号は原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成29年度全国学力・学習状況調査について

大谷委員長 続きまして、議案第63号につきまして事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 平成19年度から実施されております全国学力・学習状況調査は、平成23年度が東日本大震災等の影響を考慮して中止になったため、平成29年度は10回目の調査となります。また、平成22年度と平成24年度は、抽出調査として実施されました。

議案書2ページを御覧ください。「1 調査の目的」は、平成28年度と同様でございますが、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領には、五つの変更点がございます。お手元の参考資料1、平成28年12月16日付け通知「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」の1ページの5行目を御覧ください。ここに五つの変更点が書いてあります。この変更点の中で、特に個人情報に関わる項目が二つありますので、ここでは、それらを中心に説明いたします。一つは、調査結果の個票データ等の貸与です。これは、平成29年度調査に参加する条件になっております。また、もう一つは、小学校の結果を中学校に送付できることで、こちらは任意となっております。

まず、一つ目の項目について説明しますので、お手元の参考資料2の2ページ、別紙1-1「全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について」を御覧ください。文部科学省では、この「趣旨・目的」を踏まえ、調査結果の個票データ等を公表・貸与する仕組みを設けるとしてあります。また、文部科学省は、公表・貸与する調査結果は、個人情報に該当しないとしておりますが、匿名化の度合いに応じて3種類に分けるとしてあります。①のパブリックユースデータは文部科学省のホームページで公開するもの、②の匿名データと③の個票データは貸与するもので、それぞれの内容はそこに書かれているとおりです。また、②、③の貸与については、ガイドラインを作成したり、有識者会議で審査したりするなど慎重に扱う旨が明記されております。特に、学校名や設置者名を含む情報が含まれる③の個票データの貸与については、参考資料3の6ページの「個票データ等の貸与につ

いて御質問いただいた事項への回答」の6行目に、学校名や設置者名を明らかにしたデータを貸与しようとするときは、文部科学省として、貸与前に設置管理者の同意を得るとしてあります。これらのことも踏まえた上で、文部科学省が研究者等にデータを貸与することにつきましては、貸与するデータが個人情報に該当しないこと、学校名や設置者名を扱う個票データについては、文部科学省から貸与前に教育委員会に同意の確認があることなどから、問題ないと考えております。

二つ目は、小学校の結果を中学校に送付できることについてです。お手元の参考資料3「小学校調査と中学校調査の調査結果の連携について」の(1)から(3)までを御覧ください。これは、実施要領にある項目IVの5「(4)調査結果の活用」の抜粋であり、新たな規定となるものです。(1)を御覧ください。平成29年度の実施要領から、小学校調査の結果等を児童の進学先の中学校に送付して情報共有を図ることにより、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができることが追記されました。その際、小中学校間では、個人情報を扱うことになることから、実施要領には、①児童の保護者に同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する中学校に小学校の調査結果を送付すること、②その他の各学校の設置管理者の判断による適切な方法によることが明記されております。(2)と(3)をまとめて説明いたしますと、平成29年度調査を受けた児童が、平成32年度に中学生になったとき、小学校調査の個人票コードを中学校調査の解答用紙に書き込むことにより、文部科学省は、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、教育委員会、学校、本人に分析結果を提供するとあります。各教育委員会が、この分析結果の提供を希望する場合は、小中学校間の受け渡しの具体的な方法などの仕組みを構築することとなります。その際の留意事項が、2ページの(ア)から(オ)までに示されております。教育研究所といたしましては、分析結果の提供を受けることが、生徒一人一人の学びの振り返りや、教育指導の改善・充実に資すると考え、小中学校間で情報共有をする仕組みを整えたいと考えております。なお、(1)から(3)までに関わる個人票コードを含めた情報は、個人情報となりますことから、取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例に基づくこととなります。文部科学省では、参考資料3の5ページの下の方の枠の中に、個人情報保護条例の解釈例を示しております。この例に、さいたま市個人情報保護条例をあてはめてみますと、本市条例第7条では、個人情報の取扱い事務の目的を超える利用・提供を禁じております。この事務の目的につきましては、条例第6条に則り、個人情報取扱事務台帳の中で事務の目的や調査結果の活用について明記しており、小学校

から中学校へのデータ送付の目的は、台帳にある事務の目的に該当いたします。よって、市立の小学校から中学校への送付という、実施機関たる教育委員会内における個人情報の利用や、市立の小学校から国立・私立等の中学校へのデータの送付という実施機関以外へのデータの提供は、本市条例第7条の禁止規定に抵触しないと考えられます。教育研究所といたしましては、この文部科学省の解釈及びさいたま市個人情報保護条例に則り、小中学校間の情報の共有につきましては、法的な問題はないと考えております。また、目的を超える利用・提供には当たらないことから、小学校調査の結果を中学校へ送付することに当たって、現時点では、保護者の同意書を取るところまでは考えておりませんが、実施要領に「保護者の同意を得るなど」と例示がありますことから、平成29年度の変更点について保護者に通知等で知らせるなど丁寧な対応が必要になると考えます。

議案書の2ページ「2 調査の構成」につきまして、平成29年度調査は、全数で実施される本体調査と、別途の調査として、抽出で実施される保護者に対する調査の2つで構成されております。

「3 本体調査」について説明いたします。「(1) 調査の対象」については、昨年度と同様でございます。「(2) 調査事項」につきましては、本年度は、教科に関する調査として、国語と算数・数学のみとなります。また、学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等に関する児童生徒に対する質問紙調査及び学校に対する質問紙調査についても、例年どおり実施されます。「(3) 調査実施日」につきましては、平成29年4月18日火曜日でございます。

続きまして「4 保護者に対する調査」について説明させていただきます。保護者に対する調査は、お手元の参考資料4のリーフレットに詳細がございますので併せて御覧ください。本調査は、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析することにより、国、教育委員会及び学校における教育施策や教育指導の改善・充実に役立てるためとしており、前回の平成25年度から4年ぶり2度目の実施となります。調査対象は、文部科学省が調査対象として抽出した学校において本体調査を受けた児童生徒の保護者であり、児童生徒の家庭における状況や、保護者の教育に関する考え方などについて調査が行われます。本調査は、平成29年5月8日月曜日から5月29日月曜日の期間中、対象学校が実施可能な期間となります。

さいたま市といたしましては、議案書3ページにありますように、本体調査及び保護者に対する調査ともに参加、協力すると提案させていただきます。

説明は以上でございます。

石田委員長職務
代理者 小学校から中学校への情報提供は今まではなかったのでしょうか。

教育研究所長 全国学力・学習状況調査の結果を中学校へ情報提供することについては昨年度までも認められていましたが、実施要領に明記されてはいませんでした。

石田委員長職務
代理者 文部科学省資料の2ページ(2)に小学校調査結果の中学校への送付が任意とされていますが、やらなくてもよいということですか。

教育研究所長 やるかやらないかは教育委員会の判断に委ねられているということでございます。

石田委員長職務
代理者 さいたま市はやるということによろしいですか。

教育研究所長 やっていきたいと考えておりますが、まずはその仕組みを構築することが必要だと考えております。

稲葉委員 他政令市の現時点での状況、特に同意書を取るのか、文書で対応するのかといったことについてどこまで把握していますか。

教育研究所長 調査をいたしました。文部科学省からの通知が12月16日金曜日から先週にかけて送られてきたばかりですので、他政令市も検討中という回答でした。ただ、数市については同意書を取らない方向で対応を検討していると聞いております。

野上委員 今おっしゃっていた同意書とはどのようなものなのでしょうか。

教育研究所長 文部科学省は、小学校から中学校への情報提供については「保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で」と通知に記載しておりますので、小学校6年生の保護者の同意書ということでございます。

野上委員 中1ギャップという問題もありますので、中学校に情報提供するのは、指導上は極めてプラス要因だと思います。さいたま市では、保護者から同意書をいただく予定はないということですが、問題はありませんか。

教育研究所長 同意を得なくても法令上は問題がないと認識しております。ただ、保護者の皆様方には、この調査の実施要領が大きく変わったことについて、通知やリーフレットを活用し、丁寧な説明をしていかなければならないと思っております。

大谷委員長 子どもたち一人ひとりの学力の向上、学習状況の改善さらに言えば教員の指導方法の工夫改善には、小・中学校が連携することが大事です。保護者の皆様方に対し、所長の方で丁寧な対応をするということでしたが、まさにそのとおりお願いします。また、調査結果が市に帰属することになるわけですが、例えば塾や予備校などから学校別の点数を教えてほしいといった開示請求が出た場合、公表はするのでしょうか。

副教育長 さいたま市では、序列化につながることを懸念されることから、学校別の成績は公表しておりません。

大谷委員長 中学校への情報提供については、私立中学校も送り先として含まれると思いますが、塾などに送ることはないですか。

教育研究所長 国がデータを貸与するということと、小・中学校間のやり取りは別の話で、中学校への情報提供については私立中学校にも該当しますが、データの貸与については、塾などには一切行われません。

武田委員 私の子どもは小学校6年生ですので、今回の学力テストの結果を学校から封書でいただきましたが、これを中学校に進んだ先の先生も見てくれるのだったらありがたいと保護者として思いました。先ほど問題になっていた同意書につきまして、「児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で」という文部科学省の表現は、保護者の同意が絶対に必要な措置なのかと思われかねないところがあって、所長の説明でそうではないということがわかったのですが、この他に法令に基づいて必要な措置があるのでしょうか。つまり文部科学省は何を想定して法令に基づき必要な措置と言っているのでしょうか。

教育研究所長 文部科学省がこの文言を使ったのは、他市でこの同意を得るということを行っている市があるという事実を元にしたということがまずあると考えられます。本市では、条例に基づき個人情報取扱事務台帳というものがあって、そこにはこういう目的で使いますということが明記されています。その目的に該当すれば保護者の同意を得なく

でも法的には問題がないわけですが、保護者には通知やリーフレットを活用して周知するなど丁寧な対応をしなければいけないと思っております。

平澤委員

これはお願いなのですが、市立だけでなく、国立や私立の中学校へもデータを個別に送ることになると思いますが、データ流出の危険性が出てくると思っていますので、そのあたりの方法はこれから構築されるということでしたが、是非十分安全な方法を考えていただくなど注意していただきたいと思っております。

教育研究所長

平澤委員のおっしゃるとおりで、特に転出入の際の確実な受け渡しについて文部科学省は留意点を示しております。個人情報漏えい防止の仕組みもきちんと検討していきます。

武田委員

今の話と関連して、基本的にデータの貸与はどういう方法で行われるというイメージなのでしょうか。電子データの媒体は想定されているのでしょうか。

教育研究所長

研究者や行政機関に貸与するのは文部科学省ですので、市が直接行うことはありません。小学校から中学校への情報提供の方法は研究が必要ですが、現時点では紙媒体などの確実な方法で情報が共有できればと考えております。

大谷委員長

文部科学省は帰属先としての権能は果たすわけですか。例えば研究者が貸与を申し出るのはさいたま市ではないのですか。

教育研究所長

さいたま市ではなく、研究者は文部科学省に貸与の申請をします。

野上委員

文部科学省に請求があったら、市にも連絡は来るわけですね。

教育研究所長

参考資料2の2ページにありますとおり、①と②についてはこちらに連絡はありませんが、③の個票データについては連絡があります。

大谷委員長

委員各位の御発言を伺いましたが、適切、厳格な運用をしていただきたいということを要望した上でお諮りしたいと思っております。それでは、議案第63号は原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

大谷委員長

出席委員全員の賛成により、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午後2時24分